

# 会 議 録

会議の名称	第17回小金井市保育計画策定委員会		
事務局	子ども家庭部保育課		
開催日時	令和2年9月24日(木) 19時00分から21時00分まで		
開催場所	小金井市役所第二庁舎8階801会議室		
出席者	委員	米原 立将 委員長 長汐 道枝 副委員長 平野 麻衣子 委員 井戸下 望 委員 竹澤 千穂 委員 真木 千壽子 委員	大越 郁子 委員 飯塚 絵美 委員 中村 悠子 委員 藤原 大介 委員 田邊 満寿美 委員
	事務局	保育政策担当課長 平岡 良一 保育課長 三浦 真 保育課 松本 俊介	小金井保育園園長 小方 久美 さくら保育園園長 柴田 桂子 けやき保育園園長 池田由美子
欠席者	堀尾 瞳 委員、茂森 俊介 委員 子ども家庭部長 大澤 秀典 くりのみ保育園園長 前島 美和、 わかたけ保育園園長 杉山 久子		
傍聴の可否	(可) ・ 一部不可 ・ 不可		
傍聴者数	5人(小金井市役所第二庁舎3階301会議室)		
会議次第	1 開会 2 議題 (1) 会議録の確定 (2) (仮称) 小金井市保育計画策定の進捗について (3) (仮称) 小金井市保育計画(第4章)について (4) その他		
発言内容・ 発言者名(主な 発言要旨)	別紙のとおり		
提出資料	次第 資料44 (仮称) 小金井市保育計画～第1・2・3・5章～ 資料45 第4章 保育の質のガイドライン(素案) 資料46 保育の質のガイドラインに係る意見聴取の内容 資料47 「保育の質のガイドライン」例文と「公立保育園の保育内容」項目の対応表		
その他			

令和2年9月24日

開 会

○米原委員長 それではただいまから第17回小金井市保育計画策定委員会を開催いたします。  
本日、茂森委員と堀尾委員より、所用により欠席する旨、連絡をいただいておりますので、ご報告させていただきます。

議題に入る前に、事務局より、前回会議の配布資料について、資料番号の修正の連絡がありますので、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（保育政策担当課長）

では、事務局よりご連絡させていただきます。資料番号はございませんが、机上に配布しております表をご覧ください。前回の会議でお配りさせていただきました資料について、前々回の委員会にてお配りしたものと資料番号が重複しているものがございました。

つきましては大変申し訳ございませんが、資料番号について修正をお願いしたいと思います。具体的には表にございますとおり、資料4-1、保育所の役割に係る資料、こちらが前回ですが、こちらを4-2番に、資料4-2の会議の運営方法の一部変更に関する説明資料、こちらを資料4-3に、それぞれ変更をお願いいたします。

なお、傍聴用の資料については分かるように既に手書きにて修正をしております。また、HPにアップしております資料につきましては、速やかに修正をさせていただきますのでよろしくお願いいたします。申し訳ございませんでした。

事務局からは以上です。

○米原委員長 ありがとうございます。それでは、議題(1)に入ります。議題(1)「会議録の確定」を議題といたします。

事務局より、前々回の会議録について8月21日に、前回の会議録について9月18日にそれぞれ校正依頼を行っておりますが、期限までに訂正等の申し出がございませんでしたので、皆さまに校正をご依頼したのものをもって確定とさせていただければと思いますが、よろしいでしょうか。

(全員異議なし)

○米原委員長 ご異議がございませんので、これで会議録について確定させていただきます。

次に、議題(2)「(仮称)小金井市保育計画策定の進捗について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

○保育政策担当課長 それでは、事務局より説明をさせていただきます。

資料4-4をご用意いただけますでしょうか。まず、この資料を配布させていただいた意図からご説明させていただきます。

この間、コロナの関係で1月以降しばらくの間会議が開催できなかったこと、また、その後何人かの委員の方の交代があったことに加えまして、第5章について

ては特に顕著となりますが、これまで会議の中でご意見ご要望を受けたことでの修正を行ったものを皆さまにお出ししていないまま何回か会議を続けていただいたという状況がございました。このようなことから、保育計画全体が今、どうなっているかについて、分かりづらいという状況となっていたかと思えます。

そして、本日から、この後の議題となりますが、第4章をご議論いただく状況となりますことから、(仮称)小金井市保育計画策定の進捗について、議題とさせていただきます、これまで、委員の皆さまからいただきましたご意見・ご要望を反映した第4章以外の全体の最新版についてお配りさせていただきまして、こちらを参考としていただきながら、第4章の議論に入っていただければと思っております。

本来、資料4-4につきましては、この段階で一度、皆さまにご確認いただくべきとは考えておりますが、今後の会議スケジュールなどを勘案しますと、まずは一旦、第4章の議論を先行していただきまして、第4章がある程度まとまった段階で、全体を確認いただく流れの中で確認をお願いしたいと思っておりますので、大変、恐縮ですが、本日は、資料4-4についてのご意見等はいただきず、主な修正箇所や現状の進捗状況などについての説明のみとさせていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いたします。

それでは、資料4-4の中身について、説明させていただきます。

まず、これまでの進捗状況でございますが、1章から3章については一旦仮確定という状況でございます。第5章については、1と2については、ご意見・ご要望をいただいたのみで、第5章の3については、再度協議をする予定という状況かと思えます。

一方で、第5章から1章や2章に移した方が適切となった部分については、今回の資料4-4にて反映をさせていただいております。

また、策定期間が1年延伸したことによる統計資料などのアップデートについては、現在確認中のものもございまして、現在確認中のものにつきましては、分かるような表記をさせていただいております。それらを含めまして主だった修正について、順に説明させていただきます。

それでは資料4-4の2ページをお開きください。第1章の1の(1)について、最後の段落ですが、「のびゆくこどもプラン 小金井」が令和2年3月に改定されましたので、その経緯を追加させていただいております。

次に第2章でございます。

5ページをお開き下さい。第2章の最初に、1として、まずは保育所の現状ということで、保育施設の形態の多様化と国の保育所保育指針に記載された保育所の役割についての記載、こちらを追加させていただいております。

7ページをお開き下さい。このあとも同様となりますが、表やグラフのタイトルが網掛けされているものにつきましては、現在、最新情報を確認中の統計資料となります。それ以外の他のページにも、文章中などで網掛けさせていただいているものがございまして、こちらにも同様に最新のデータについて確認中の状況と

なります。こちらは確認でき次第、アップデートさせていただく予定で、確認作業を現在も進めている状況でございます。

以降は、第5章の議論の中から連動しての変更となったところとなります。

ちょっと飛びまして、13ページをお開き下さい。

まず、上の表の部分でございますが、こちらは第5章に記載しておりましたが、現状を示すものでありましたので、第2章に移させていただいたところでございます。

ここまでの、1章・2章・3章の部分で第5章のご議論をいただいた中、変更を加えた部分、また一部アップデートした部分となります。

以降は、第5章の修正となります。ちょっと飛びます。25ページをお開きください。第2章の現状と課題の順番にあわせて、項目の順番の変更をかけさせていただいております。

また(3)の①の巡回支援部分については、26ページにかけての記述となりますが、記載が不足している状況でわかりづらいなどのご意見を踏まえまして、記載についてを一部修正をさせていただいております。

次の26ページの最後のところに、幼保小の連携についてでございますが、現状の課題に記載がございましたが、第5章への記載がなかったというご指摘がございましたので、今回記載を追加させていただいております。

次のページ、27ページをお開き下さい。

(2)のアレルギーのところでございますが、この中で後段に、食育の記載がございましたが、食育につきまちは多様なニーズではなく保育内容本体に関わる内容でございましたので、今後ご議論いただきます第4章の方で食育という項目を設けまして、そちらで記載していく形で整理をさせていただいております。

(3)の要保護の部分でございますが、要支援家庭への支援に関する記載の部分を一部修正させていただきました。

最後の28ページでございますけれども、こちらにつきましては第4章が終わった段階で改めて全体を見た上でご議論いただくこととしまして、記載については、現状そのままとしております。こちらのページは、今後ご議論頂く中で、必要に応じて修正したものを最終的に皆様にご議論頂く際にお出しさせていただく場合もございますので、現状ではまだたたき台でご議論いただいているページというふうにご確認をいただければと思います。

今回のこちらの資料でございますけれども、修正した内容についてのご意見等もあるかとは思いますが、現時点では、最新のたたき台という形でご覧をいただきまして、第4章が終わりました後、全体を見ていただく中で、ご確認いただき、ご意見等を頂く機会を設けたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。説明は以上となります。

○米原委員長 　ただいま、事務局より、(仮称)小金井市保育計画策定の進捗について、説明がありました。第1章・2章・3章・5章についてですね。

現段階で、内容についてご意見がある方もいらっしゃるかと思いますけれど

も、第4章を含めた第1章～第5章の全体についてご確認いただくタイミング、要するにこれについてご意見をいただく機会をまた設けますので、改めてご意見を頂きたいと思っておりますので、今日の段階では報告ということで確認いただきたいと思っております。分量もありますし、じっくりご確認いただきたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

それでは、「(仮称)小金井市保育計画策定の進捗について」は以上とさせていただきます。

次に、今日はこちらにちょっと時間を取りたいと思っておりますけれども、議題(3)ですね。「(仮称)小金井市保育計画(第4章)について」を議題といたします。

まずは事務局より提出されている資料の説明をお願いいたします。

○保育政策担当課長 それでは事務局の方からご説明させていただきます。今回、この議題としてご用意させていただきましたのが資料3点となります。資料45、46、47の3点となります。資料の説明に入ります前に、第4章ガイドラインの部分の事務局のこれまでの作業の状況についてまずはご説明させていただきたいと思っております。

第4章につきましては、10月10日に開催されました第8回の策定委員会におきまして、目次と公立保育園の保育内容、資料番号としましては資料19となりますけれども、こちらをベースに作成していくことが確認されたところでございます。

事務局としましては、それを受けまして、たたき台の作成にあたって、学識委員の方と、民間の認可保育園園長の方々、また事務局からも公立保育園長の2人にご協力いただきまして、作業を進めてまいりました。

作業自体は、事務局側の準備の関係もございまして、当初は昨年12月からスタートさせていただきましたが、最初は、公立の保育内容からどのようにたたき台を作りこんでいくかについての検討を行いました。

検討を進めていく中で、公立の保育内容は現在公立保育園が行っていることであり、そのままではガイドラインとはならないということや、公立保育園ならではの取組が含まれていること、また実際項目として全部で500項目弱あるということなどもありまして、作業手順についてだけで2回ほど、意見交換を行うこととなりました。

その後、新型コロナウイルスの関係から、皆さまにお集まりいただくことが一時難しくなりました。事務局側の方でもコロナ対応などを行っている中、中々作業が進まない状況となりました。

その後、4月にメールを中心に、お声がけをした方々にご意見をいただくところから作業を再開させていただいたところです。

そして、8月5日の鈴木先生の武蔵野市の事例についても参考とさせていただきますながら作成したのが、今回、出させていただきました資料45となります。

本来であれば、本日、たたき台の全体をお出しすべきところでしたが、新型コロナウイルス感染症の関係から中々作業が進まず、前半のみとなってしまう、誠

に申し訳ございませんでした。

まずはこれまでの作業経緯について全くご説明しておりませんでしたので、一旦そこのご説明だけまずはさせていただきます。よろしくお願いします。

○米原委員長 事務局より、第4章ガイドラインのたたき台についてですね、作成することとなった経緯とその後の作業状況について説明をいただきましたが、ここまでご意見・ご質問がございましたらお願いします。

○大越委員 ご説明ありがとうございます。質問ですが、目次のところの項目なのですが、昨年の12月に出された資料29でいったん案が出されているのですが、基本的にそれに沿った内容ということでよろしかったでしょうか？

○保育政策担当課長 はい、今ご質問いただいたとおりでして、基本的にはお示ししたところをベースに作らせていただいています。公立の保育内容等も参考にした状況もあったりですとか、そういった部分も踏まえて若干文言ですとか項目の整理をさせていただいている部分があります。

○大越委員 ありがとうございます。だいたいほとんど同じかなと思うのですが、五番目が、保育の質の維持・向上に必要なところ、という事で、資料29にはガイドラインの活用方法というのが載っていたのですが、そこを削除されてということでしょうか。

○米原委員長 目次の、基本目標の上の二番目のガイドラインの構成と活用方法にあげてあります。

○大越委員 分かりました。あとすみません、資料29の時に話し合われたところの確認ですが、5の(3)のそれぞれの役割は、別の項目に移動するという事でしょうか。

○保育政策担当課長 話が遡る部分があつて恐縮なのですが、もともと第3章、小金井の全体の保育の理念にあたるものを皆さんでご協議いただいていた中で、推進していく、多分役割であるとか、そういう部分についても書いていく必要がある、という大きなお話があつたかなと思つていまして、ガイドラインの目次を作っていく中でも、そのお話が出ていたかなというふうに思つていまして、そこについても事務局の方でも悩ましかつたのですけれども、保育計画全体の中の一つの章立てとして入れ込んでさせていただいた結果、その部分については第5章の方に多くは委ねていく形に構成上になってしまうかなと思つて、こちらからは外させていただいたという状況でございます。

○大越委員 ありがとうございます。役割については5章に入るということで、分かりました。

○米原委員長 国のガイドラインということで、色々な種類の保育施設・事業があり、そういったそれぞれの施設で活用していただく、保育を行う上での内容ですね。保育のガイドラインということが。この項目に上がっているかと思つます。

他はいかがでしょうか？

大きくはチェックリストの方式ではなく、大枠で考え方を記述していき、それをどう生かしていくのか、というので活用方法を二番目に記載、というような建

付けですね。大枠となっておりますけれども、これはこれまでの皆さんのご議論に沿った形になっているかと思いますが、活用方法の部分に多分皆さんご意見あるかなと思いますが、いかがでしょうか？

○井戸下委員 以前鈴木先生のお話を聞いた後の意見では、私は武蔵野市がチェックリストを採用していないという理由はとてもよく分かったのですが、なにもそういうものが無いとなると、どうしても具体性に欠けるのではないかという気がしていて、いいところ取りというか、ちょっとチェックリストを入れつつ、こういう形というのがいいのかなと思っていたのですが、でも今回資料を見て、とても分かりやすいなと思いました。

活用してもらおうという事を前提に作られているというのが、とてもよく分かるガイドラインだなと、私自身感じました。ですが、今全部出ていないので、ボリュームがどの位になるかというところも関わってくるかと思うのですが、あまりボリュームが多すぎると、見るだけで活用されなくなっちゃうという事があると思うので、そういう事を防ぐというか、ちゃんと活用してもらうためには、チェックリストがあった方が分かりやすいのかなという気がするのですが、2ページの2の三段落目に書いてあるように、各園とか、各保育者がこれでいいのかとか、もっと出来ることはないのかとか、もっと考え方を深めていくためには、こういう書き方の方がいいかなと思うので、ちょっとどちらがいいかと私もすごく悩ましく思っています。

ですので、質の向上ということを考えると、やはり単にチェックをして終わるだけではなくて、園の中で話し合ってもらったりする方が絶対にいいと思うので、この三段落目のところを、もうちょっと突っ込んだ書き方にしてもいいのかな、という気はしました。

○米原委員長 具体的にというような事ですよ。

○井戸下委員 はい。例えばですが、各園で園の実情に合わせたチェックリストを園で作成するような工夫をしてもいい、というような記述を入れるとか、このガイドラインを活用するために、園でどんな工夫が出来るかという具体的な例をちょっとここで出しておく、園も使いやすいのかなと感じました。

○米原委員長 ありがとうございます。いかがでしょうか？

○飯塚委員 以前先生のお話を受けて、私もガイドラインの形式について意見を出させていたのですが、どういう形式にするかは、どう活用するかによって望ましい形が違ってくると。

武蔵野市のようなやり方は、お話を聞いていて本当に素晴らしい考え方だなと思うのですが、やはりあれは保育部会があってこそその形式かなという気がしたので、鈴木先生のお話の中でもガイドラインがいくら素晴らしいものであっても活用されなければ意味がないというお話がありましたけれども、実際例えば小金井市でああいった形式で作って、それが充分活用できるかという、色々今までの議論の中で聞いていくとちょっと難しいのかなと、私個人としては感じていて、かと言ってチェックリスト形式にするとやはりチェック項目をクリアしたね、と

なってそこで終わりという鈴木先生のお考えもすごくよく分かるし、どういう形がいいのかなと思っていたのですが、今回この形式、議題で出てきて見せていただいて、やはりすごく折衷案というか、分かりやすいなと思います。

その理念的な部分と、チェックリストではないけれども、具体例を出して、こういう事を心がけていきましょうという事を具体例として出されていて、そこはすごく分かりやすいのではないかなと思います。

あとは先ほどの井戸下さんのお話を受けて、各園でどういう活用をするか考えてみるのもいいのではないかというお話がありましたけれども、私が今思いついたのは、ここにこう具体例が上がっている後に空欄を作って、各園でじゃあどんなふうな具体的な方法も考えられますか、とワークシートではないですが、そういう形式にしてもいいのかなと思いました。

○米原委員長 ありがとうございます。いかがでしょうか？

保育現場の先生方、関連する現場の先生方、今のご意見を受けてもそうですし、ご意見いただけますでしょうか？

○田邊委員 委員のお話を聞いていて、園独自でというのはやはり園の規模や色々な考え方もあると思うので、具体例があった上で私たちの中で職員とお話をして、というところで先ほどの井戸下さんのワークシートをあけて、というような事はいいなと思いました。

○真木委員 ガイドラインの活用・具体化という部分において、ガイドラインが出来た時にやはり研修か何かをして、それを浸透させないと無理かなと思います。

どの位の厚さで、どの位の資料のガイドラインが出来るかという事があるのですが、保育者は日々忙しい。忙しさの中で読み合わせをしたりとか、学習をする時間がない状態だと思うので、ガイドラインが完成したあかつきには研修して、そして浸透させないといけないかなと思います。

それから具体的にどうするかという形なのかなと思います。

○米原委員長 いいものを作って、それが使えるものであってもきちんと広めないと、理解を深めていただかないといけない。広報的な研修、使用方法も含めて。

○真木委員 こういう物が出来ましたと。皆さんまだ改善の余地はありますから、ご意見をいただきながら研修を進めていくという。こういう物があるんだと、これでやらねばならない、というのではなくて、こういう物が出来たけれど皆の保育の手がかりの一つとして、道しるべとして利用していくにはやはり皆さんの気持ちを一つにしなければならない、というところで、研修をして浸透した段階で、具体的にではどうすれば子ども達のためになるのか、園のためになるのか、地域社会のためになるのか、というところを考えていけばいいのかなと。

でも、とてもいい文章が入っていると思いますので、ざっくりの方がいいのかなと。あまりにもこうあらねばならない、というよりも、年を取ったせいもあるのか、まあいいかみたいなそういう感じで考えております。

○米原委員長 ありがとうございます。いかがでしょうか？

○大越委員 私は今の皆さんと考え方は一緒に、やはり現場でどう活用していくかという



ころが、飯塚さんと井戸下さんのお話だったかなと思います。

それをどうやって浸透させるかというところも、この活用方法のところに入れてもいいのではないかと思います。

二つ質問なのですが、ガイドラインの活用方法の一番最後のところの、「定期的な見直しを行います」というのが、どうやって、やっていくのかなというところと、もう一つが現場に保育計画が出来上がった時に説明する時は、この4章のガイドラインだけが渡されるのか、これ全体、保育計画の第1章から5章までであると思うのですが、それが渡されるのか、というのが今の時点で何か決まっている事等ありますでしょうか？

○保育政策担当課長 現時点での考え方ですね。まず定期的な見直しの方法なのですが、正直申し上げるとかちっとしたもの、今思いを持っているわけではありません。ただ、一つの例として武蔵野市さんのように研修等とかグループワークを重ねていた中で直していくようなものが積みあがっていくと、一番いいなと思っているのですが、まだスタートしていませんので、どういうタイミングでどのような見直しをかけていくかというのは、まだ明確には持っていません。

ただ、これで終わりではないという事をまずは書きたかったというのが一番の思いです。それが一つです。

それから、皆さんの方にどういう形で周知していくか、という事なのですが、あくまでも事務局の思いとしましては、ガイドライン4章に入っているのですが、実際実用いただく場合は分離して使っていただく形になるのだろうと思っています。

ですので、今皆さん、委員の方から出ているような、浸透させるための研修等については、ガイドライン単体を共有していくという事になるかなと思います。

保育計画自体は、計画として作りましたので、各園への共有、保育士さんお一人お一人ではなくて、施設単位での共有というものは、何らかの形ではかかっていく必要があると思っています。

事務局の考え方は以上です。

○真木委員 いずれにしても今の事務局の話からも、行政の力をお借りしないとどうにもならない部分であるのかなと思います。

○米原委員長 小金井市全域の保育施設に向けての研修等ということですよ。

私、今、勝手に思いついた事ですが、例えば一番目の子どもの権利については、東京都の福祉サービス第三者評価で、この研修についてやっているかどうかというの、それに近いものもありますので、積極的にこれを活用することで、研修が行えるというような、そういうアプローチの仕方、使ってもらえるように促していくという事もあるかと思います。

色々なアプローチで活用いただける、それで真木さんからありましたように、良いものを渡されているのではなくて、自分達で良くしていくというような、そういう姿勢でお使いいただけるのがいいのではないかと思います。皆さんのご意見かと思っています。

これは作業部会でもそういうような意図があったかというように記憶しておりますので、その思いが共有されているのはとてもいい事だなと個人的に思います。

他はいかがでしょうか？

○藤原委員 確認なのですが、現時点では特に武蔵野市さんでいうところの保育部会みたいなものを作るといふか、そういった想定は具体的にはされていないということなのででしょうか？

○保育政策担当課長 具体的な推進体制をどういうふうにしていくのか、というところは、今ご質問いただいた部分を含めて確固たるものはまだ持っていないという状況があります。ですので、それについて実際、市が、これが完成した後、いただいた後どのようにしていくかという検討も現実的には必要になっていくかと思うのですが、何らか進めていくための体制であったりとか、進め方については考えていかなければいけないかなというふうには思っております。

具体的にまだ、そういうものを作るところまでは、ちょっとまだ踏み込めていないというところがお答えになるかなと。

○藤原委員 ありがとうございます。であれば、恐らくそういう状況かなとは思ったのですが、何か今回にそういうものを作っていきますよう、みたいな事が入られるといいのかなと思いました。

○米原委員長 役所が率先してやると、やらされているというような感じになってしまうこともありますし、せつかくこの場には保護者も施設の先生方もいらっしゃいますので、できるだけ我々のものだ、我々で活用しようという声も同時に出していただくという事も必要になってくるかと思いますが、そちらもどう実現するのかというのは、仕組み作りは行政が関わっていった方がいいかと思っておりますので、皆さんで協力していただきたいと思っております。

よろしいでしょうか？それではこの建付け、大枠についてはこのような形で進めていくという事でよろしいでしょうか？

ありがとうございます。それでは具体的なガイドラインの内容に入っていきたいと思っております。

それでは事務局から説明をお願いいたします。

○保育政策担当課長 それでは、事務局の方で説明させていただきます。

内容の説明というよりはですね、全体的なご説明となりますのでご容赦ください。まずは4ページ目をお開きください。先ほども若干説明の中で確認したかもしれませんが、こちらの基本目標でございますが、先ほどもちょっと引用させていただきましたけれども、小金井市全体の保育理念に相当する第3章のところについてだいぶ時間をかけてご協議をいただいた経過があったかと思っております。

この中で、形としましては、基本理念があり、その下に基本目標、スローガンのようなものというところまで一旦まとめていただいたかなと思っております。

大分前の資料になりますが、資料22、会議として第5回の会議のところ、たたき台としてまとめていった途上のものがございます。この中で、小金井の保

育の目指すもの、大切にしたいことについては第3章に入れ込むことにしましたが、その下に置きました基本目標とスローガンについては、まさにガイドラインのほうに移していこうというようなご意見もあったかと思えます。

それを受けまして、下の説明書きにも加えさせていただいておりますが、この4ページ、ちょっと唐突に出てきているようにも見えますけれども、第3章から紐づいてこちらの基本目標が出てきているということでご理解いただければと思います。

5ページ以降の内容でございませうけれども、一つひとつご説明する内容ではないかなというふうに思っております。個別のご説明については割愛させていただきますが、先ほど申し上げましたとおり、公立保育園の保育内容をベースにご協力いただいた委員の方にもご意見をいただきながらまとめていったものとなっております。具体的に引用させていただいた部分については、本日お配りしました資料47、こちらのほうをご覧くださいと思います。

大変雑駁ではございますが、内容の説明については以上です。

○米原委員長 ありがとうございます。それでは、ガイドラインの内容に入っていきたいと思えます。

5ページ以降、それぞれの項目に沿ってご意見いただきたいと思えますが、個別具体的な文言だとか内容については作業部会で最終的にはまた検討していきたいと思えますので、もちろんこの文言はどうかということはこちらでご意見いただいても結構なのですが、大枠でこれまで議論されてきた事がどう反映されているか、もしくは載っていないのではないかと、ですとか、ここはこうなっているけれど意図はどうだ、というようなご意見で結構ですので、お出しいただければと思います。

いかがでしょうか？まずは5ページの保育の内容の子どもの権利について。

○大越委員 確認なのですが、4ページ目の基本目標をちょっと思い出せなくて、基本目標の前に基本理念で、小金井の保育の目指すもの・大切にしたいこと、というのが多分第3章に入っているのだと思うのですが、これは現場に伝わらなくなってしまふという、今の構成のままだとそういう状況だと思うのですが、何故こういう構成にしたかちょっと思い出せなくて、教えていただけるとありがたいです。

○米原委員長 原案として事務局からお願いいたします。

○保育政策担当課長 説明させていただきます。一体的な形で一本化したガイドラインと、施策の方向性というか、ビジョンを一本化した形になっているので、重複を避けるという状況もありまして、結果としては消したという形になっています。

そこから先は事務局が踏み込んで申し上げるような内容でもないかもしれないのですが、もしこの第4章単体で開いたときに、ページだけ引き抜いて活用していただくのがいいのか、重複すべき部分については一部追記をして、単体として独立させた方がいいのかというのは、考えどころかなと思っております。

若干余談となりますが、今回お配りしていますこの第4章のところの、2ページのところの「ガイドラインの策定趣旨と位置づけ」というところなのですが、

こちらにも実は当初は策定趣旨と位置づけを別々に作らせていただいていたのですが、実際に全体を見てみますと、1章に記載されている内容とかなり重複してしまう状況がありまして、省いて一つにまとめたという経緯もあります。

ですので、独立させていく時に、このまま抜くかどうかというのは、事務局としても考えなければならないかなと思っておりますので、その辺りは最後の段階になるかと思いますが、またご意見をいただいたり、お示しできる機会があるかなと思ってます。

○大越委員 ありがとうございます。せっかく基本理念が、さんざん皆で話し合っ、何度も何度も意見を出し合っ、やった内容なので、ぜひ載せていただいて、その上で目標をその下に載せるという方がいいのではないかと。

あの基本理念は誰に伝えるために作ったのだろうかというようになるのはもったいないと思うので、もし可能であるならばぜひ載せていただきたいと思います。

○米原委員長 ありがとうございます。この4ページについてきちんと議論をするという事を飛ばして私が5ページと言ってしまって申し訳ありません。

確かに今大越委員からもお話がありましたが、3章としてあげているのを、分けておいていくのか、まとめるのか、再び載せるのかという事かと思えます。

とにかくこの、今でいうと資料の44、23ページに書いてあることについて、できるだけ、これが元なのだからきちんと皆に読んでもらおうというお話かと思えますが、そういったご理解は皆さん共有させていただいていますよね。

ですので、この取り扱いに関してちょっとまた事務局で検討してもらって、より広く伝わるような形にしていきたいと思います。ありがとうございます。

他いかがでしょうか？

○井戸下委員 今の大越さんのお話ですが、全体で見た時に4章の頭に3章の内容をもう一度持ってくる、やはり重複する形になってしまうと思うので、ガイドラインとして使う時に、3章・4章をセットにしてガイドラインにすれば、それだけ取り出しても3章は入ってくるかなと。

小金井の子どもの権利条例でも、全文のところだと大きいポスターが貼ってあったりするので、3章だけ使うパターンもあれば、3章・4章はセットにしておくという書き方もできるかなと、今お話を聞いていて思いました。

○米原委員長 ありがとうございます。他いかがでしょうか？

今回このページに書かれている事についてと、わざわざ枠で書いてあることは、最終的にはこれをお使いになる現場の保育者の方々や、市民の方々にも、伝えたいことですね。

ですので、その構成や使い方については検討を進めていくようにします。

○竹澤委員 第4章だけを抜き出してお渡しするという事を考えた時に、もしそうすると、この2と3のガイドラインの構成と活用方法と、3の基本目標というのが、順番が、基本目標が2になって、ガイドラインの構成と活用方法が3になる方が、このガイドラインの見方というものを見てから、基本目標を見て、「あれ？もっと全体の事を話しているよね？」という気がしたのですが、ページの的にはこれがす

ごく収まりがよくきれいに収まっているので、それを崩すのは心もとないのですが、もし4章だけを抜き出す場合には、そっちの方がいいのかなと思いますし、でも3を抜かして3章・4章でまとめて出した方がやはり収まりがいいという感じを受けました。

○米原委員長 ありがとうございます。積極的なご意見をいただいております。

他いかがでしょうか？

こちらの取り扱いというのか、構成に関してはまた案を出させていただきますので、案を元にまた今後検討いただきたいと思います。

また、全体の5ページ以降の保育の内容ですね、協議の後、基本目標が本当にそれに合っているのかという確認も必要になると思いますので、その内容についても今後ご協議いただければと思います。その時にまた改めてよろしく願いいたします。

それでは改めて5ページ以降、具体的な内容について大枠で結構ですのでご意見や感想をいただけますでしょうか。

○竹澤委員 細かい事で恐縮なのですが、5ページの一番下の枠のところ、「子どもを一人の人として」という文では…。

○米原委員長 これはミスタイプだと思います。

○竹澤委員 ありがとうございます。

○米原委員長 実は作業部会でも個別に様々な意見があつて、そこで何か作りこむといたらあれですけども、まず皆さんにお出ししようという事が出て来ておりますので、色々な観点からご意見いただければと思います。

○飯塚委員 ぱっと読んでの感想なのですが、5ページの「子どもの権利」のところの記述がちょっと薄いなという印象がありまして、これまでさんざん子どもの権利とは、子どもの最善の利益とは、という話をしてきたと思うのですが、これを見た時に、薄いなという印象を持ちました。

子どもの権利はすぐく園によって意識しているか・していないかの差が大きいところではないかなと思います。

意識している園は日々それを意識して保育を行っているし、そこまで子どもの権利を考える必要はないと考えている園はないと思うのですが、そこまで意識せずに保育を行っている園はあると思うのです。

ですので、この内容だけを見ると、ここから考える、各園でガイドラインを活用して行ってほしいというお話がさっきもありましたけれども、ここから受ける受け取り方は園によってかなり差が出てしまうと思うんですね。

でも、その子どもの権利という考え方、理念自体、どの園にも共通することだと思うので、もう少し子どもの権利を意識していない人が読んでもイメージが付きやすいような、もう少し膨らませた記載ができるといいのではないかと感じました。

○米原委員長 他いかがでしょうか？

○藤原委員 子どもの権利についてですが、四角の枠の中ですが、「職員全体で確認し」と

いう記載になっているのですが、職員だけじゃなくて保護者とか、当然確認というか理解して、子どもを育てる必要があると思うので、もちろん職員の方はそんなのだと思いますが、取り方によっては、じゃあ我々は確認しなくていいの？というような話にならないのかな、と思ったのですが、いかがでしょうか？

○保育政策担当課長　ご説明の前段で、申し上げなければいけないところがあったかなと思っております。こちらについては保護者の方にも当然ご理解いただきたい内容である、ということが前提でご議論いただいているところですが、基本的に活用する者については保育者、保育士という視点でございますので、基本的に主語は入ったり入っていなかったりするのですが、主語は保育士・保育者、という形で作りこんでいっているという状況がございます。

ですので、そういうものを大切にしていっているということ、それをもって共有していくというプロセスはまた別に必要だと思っているのですが、ガイドラインの位置づけとしては、おっしゃっていただいた形のところを含んでいくと、活用する主体の範囲が広がっていくので、またちょっと難しい部分も出てくるかなと思っております、冒頭、その区切りのところのご説明をしていなかったのでも申し訳なかったのですが、このような形でご覧いただければと思います。

よろしく願いいたします。

○藤原委員　よく分かりました。ありがとうございます。

○米原委員長　今ご意見があったところは、子育てにおける心持だとか、心構えというものと、保育者が発信していくのか、というようなことと関係してくると思いますので、また（3）は今回、原案に出ていませんけれども、ひょっとしたらそこに何か関わるが入っていくかもしれませんので、またそこはちょっと注意して見ていただきたいと思います。

○大越委員　さっき飯塚委員から5ページ目の子どもの権利の部分がちょっと薄いのではないかとご指摘があったと思うのですが、以前出された資料13に小金井市の子どもの権利に関する条例というのが参考資料で出していただいています、そこには子どもの願いとして愛情を持って自分の子と考えて接してほしいと願っていますなど、結構具体的に書かれていてすごくいいなと思うんですね。

豊かに育つ権利、安心して生きる権利、自分らしく生きる権利、助けてもらえる権利、意見を表す権利、というように、とても具体的に出ているので、この辺をもっと取り入れたほうがより具体的に保育者の方に伝わるのではないかなというふうに感じました。

○米原委員長　ありがとうございます。確かに、せっかく市として子どもの権利に関する条例があるので、それとどう連携していくのか、活用していくのか、大事な視点だと。ありがとうございます。

○長汐副委員長　さらっと見ると全然間違っているわけでもないし、いいのですが、子どもを育てる時にやはり子どもがかわいいと思いますよね。子どもも無条件でかわいがられる、ということも一つの、子どもが生きていく権利なのかなというふうにも思うんですね。

そこの、その愛される、これは権利と言っていいのか分からないけれど、愛されて育つ、無条件に愛してもらえるという、それをどういうふうにもこの中に入れ込んだらいいのだろうと、ずっと分からないのですが、今ずっと読んでいてそう感じるのですが、皆さんいかがでしょうか？

○米原委員長 保育の内容として無条件に愛されるというのを、どこかに…。

○長汐副委員長 どこかに入れておきたいと思いますけれども。

○米原委員長 いかがでしょうか？

第3章の「目指すもの・大切にしたいこと」の一番最初で、全て子どもは大切な存在として愛され、というところをどう反映させるのかという意図があるかと思います。

それについていかがでしょうか？具体的な内容で、じゃあこれをここに入れようということではなく、色々意見をいただいて、よりよい表現にしていければと思います。

他にもいかがでしょうか？

ちょっとこちらについては、理念的な項目になっていますので、もう少し内容を丁寧に書く。色々な保育者もしくは施設間の意識の違いに気づいていただけるような工夫というのを考えていきたいと思います。

前段のリード文、そこでもそうですし、あとは下の項目の設定もそうかと思えます。

例えば不必要な問いかけ、否定的な会話をしない、というのをより具体的に「駄目」とか、何かを禁止する言葉を出来るだけ少なくするという事で、現場の保育士さん達が、自分達の保育を振り返ることが出来るような方向で、そのような書きぶりを目指していきたいと思います。

また、もしございましたら戻ってお願いいたします。

それでは続いて6ページの保育環境、こちらについても小金井市の特色でもありますこちらについて見ていただきたいと思います。

ちなみに、作業部会ではこの環境について、ただ、物の環境や自然環境だけではなく、人の環境ですとか、その関係である社会的な環境も意識しなければいけないということですか、安心・安全な環境だけでなく、発育・発達を促す環境。

それから挑戦する、好奇心を引き出すというような環境というものが大事だというような視点、というものが出されていたように記憶しています。

○大越委員 人的環境というお話があったのですが、リード文の最後の文章にちょっと触れられている位かなと感じて、武蔵野市のガイドラインを見ていると、人的環境のところはかなり具体的に、どこまで載せるかは別として、「言葉では十分に表現することができない子どもの思いやまなざし、状況を受け止め、それを満たしてあげることにより、子どもとの信頼関係を築きます」とか、信頼関係のところ結構出て来ているのだなど、時にはぶつかり合うこと等も経験して、お友達との環境を作ったり等、そういう話は少し載せてもいいのかなと思います。

○米原委員長 ありがとうございます。子ども同士の関係については、多分それぞれの発達の区分ですね、こちらであげているのは1歳未満、1歳から3歳、3歳以上のところにある程度入っているかと思えますけれども、下の項目にも人の環境というような項目というのが特にあげられていないので、他とのバランスの中で、それがはっきりと、どこかで示されていれば、というご意見を承りました。

他はいかがでしょうか。

○平野委員 作業部会のところでもお話したかなと思うのですが、環境はやはり作っておしまいではない、それをリード文の4行目のところに状況に応じて環境と再構成を行うという文を入れていただいたのかなと理解をしているのですが、何かやっぱり環境を整えている、作っているということも、保育者が見直してほしいですし、作ってどうなったか、ということなんですよ。

作ってそこに子どもが主体的に関わって、やはり大事な経験をそこでしているのか、ということがとても大事なことであって、その環境があればいいという話ではなくて、用意した環境に子どもがどう関わっていたかとか、この環境には全然見向きもしていなかったとか、やはりそういう振り返りをするからこそ、環境がよりよいものになっていくと思うので、子どもが主体的に関わるということはやっぱり、武蔵野のところにも書いてあるのですが、日本の保育の第一原則なので、環境をとおした保育というのは。

そこに子どもが主体的に関わるからこそ保育が成り立つということがあるので、そういう文言はやはり書いた方がいいかなと思ったのと、その再構成とかチェック、見直しを促すような文言が、どちらかに具体的に入ってもいいのかなと思いました。

○米原委員長 環境を通した日本の保育、大前提ですね。

よくよく保育室を見ると、例えば本でも季節で変えていたり、遊びのコーナーでも、低年齢児になればなるほど、頻繁に区画が変わっていたり、おもちゃの内容が変わったりということが望ましい。

残念ながらそういうことが滞っているということは、きちんと気づいて見直さなければいけないですね。

残念ながら安全・安心という印籠みたいなもので、その環境の豊かさというものを排除してしまうというようなことも無きにしもあらずで、特にこのコロナの中では安心・安全を確保しつつ、より豊かな環境というふうに考えなければならぬという意味では、本当に大事なことだなと、聞いていて思いました。

またこちらも改めて何かございましたらお願いいたします。

次7ページです。構成としては、今保育内容と③がありますけれども、④、⑤、⑥の年齢構成別の元になる、基本的な事項というふうに位置づけられていたと思います。

こちら、ご質問・ご意見ありますでしょうか？

○飯塚委員 保育内容の具体例の三つ目で、本人が生活していく中で困ることがないように、という文があるのですが、対応表を見ると公立保育園の保育内容の中で、支



援の必要な子の保育の中から持ってきた項目になっているかと思うのですが、これをここに載せた意図というのは何か…。

○保育政策担当課長　　なかなかそれぞれの項目に合わせて例を持ってこようとすると、色々な要素が加味されている部分があったりして、事務局の方で最初、機械的に行った中でそうなっている部分でございます。

今回、言っていたところにつきましては、全体的な要素の中で要保護家庭の支援というのも別の項目ではございますけれども、全体的な中でも支援が必要なお子さんをターゲットにするのではなく、それぞれのお子さん全体に対して、困ることのないようにということで、困っているお子さんというカテゴリーをもう少し広くとらえた形で、このところで全体に置いたという考え方になります。

ですので、引っ張ってきたベースのところの考え方と100%イコールという状況ではないのですが、これをそれぞれ1歳未満児以降のところの全体にかけていく中で、必要となる項目として捉えて持ってきたというような形になります。

○飯塚委員　　ありがとうございます。読んでいて突然「困ることがないように」というのが違和感があって、もう少し色々なお子さんに当てはまるようにするためには、「よりよく生きていけるように」とか何かもう少し工夫していただいた方がスッと入ってくるかなと思いました。

○米原委員長　　なかなか難しいところですが、要保護児童というと、いわゆる虐待だとかいわゆる福祉面が思い浮かぶことが多いのですが、多文化ですとか色々な宗教的なことも含めて、色々な背景を持つ子ども、子ども一人ひとりが、生きづらいというようなことがないように、というような意図があったかと思います。

ただ、確かにいきなり「生活していく上で困る」というような表現だとやはりちょっとそのイメージが、一方に限定されていくかもしれませんね。

○長汐副委員長　　今の文言に確かによりよく生きていく、と言う方がこの文章を読んでいくだけではスムーズだと思うのです。

ここに込められている、本人が困るということの中身が、多分多様な中身をイメージして、それで「困る」というふうに考えたかな、というふうに思うのです。

例えば、コミュニケーションが上手くとれないお子さんがいて、お友達がなかなかできにくい、先生にも理解してもらいにくいとか、そういう発達的な特性を持っているお子さんの困りだとか、それから今例に出た、家庭での様々な虐待とか、辛い思いをしているようなお子さんとか、経済的な問題とか、色々そのお子さんが保育園で生活していく中で、困るということが適切な表現なのかどうかは、また見直してみたほうがいいかもしれませんが、スムーズになかなかいきにくいというようなことを、どうやって表現したらいいのかなというところを、皆さん考えていただけたらいいかなと思うのですが。

そういう中身が込められて、こういう表現になっているかなと思います。

ですので、ここだけ読んだ時にスムーズにストンと理解出来るというか、落ち

るというか、そういうような表現をするにはどうしたらいいのでしょうかね。

そういう色々な要素がこの中に込められていて…。

○飯塚委員

ご説明を受けて理解はしたのですが、色々な背景がある、配慮が必要なお子さんを思い浮かべて読むのであれば、やはりそれなりの前置き、多様な背景を考慮してといったような説明が必要になってくると思います。

そうではなくて、もっと一般的な全てのお子さんを対象として文章にするのであれば、やはり「困る」という言葉は広すぎてしまうかなど。

私がこれを読んでイメージしたのは子どもの力ではどうしようもないことに関しては、支援は必要だと思うのですが、子どもの力で乗り越えられることに関しては、「困る」ということが、そういう体験がその子の成長にとってすごく貴重な体験になると思うんですよ。

なので、単純に「困ることがないように」と出てきてしまうと、違和感を感じてしまったんですね。

ですので、こここのところはもう少しスムーズにあるといいなと思います。

○長汐副委員長

そうなんだと思うんです。おっしゃるように。あとの続きに関係機関や地域の社会資源とありますが、ここと繋がって前段階を捉えると、やはりチャレンジというか、子どもがチャレンジしていくための困り感ではないな、と。

それは保育園での支援の中で克服されていく、子どもの課題だろうなと思うのですが、ここでは飯塚さんがおっしゃるように、子どもの力ではいかんともしがたいような、そういう背景を持った、そういうお子さんを、保育園だけでも難しいということで、同じような子どもを支援する関係機関とか、社会的な支援をして下さる所とも、保育園は連携を取りながら、子どもの成長・発達を支援する、というような意味合いなのかなど。

この関係機関や地域の社会資源と言う言葉が繋がっちゃうと、ちょっと狭いかもかもしれない。一般的な子どもが成長の課題だけではないというか、課題には関係機関は登場しなくても大丈夫だと思うのですけれども。

分けた方がいいのでしょうか、こういうのは。

○飯塚委員

それであれば、それは(1)7の「配慮を必要とする子どもの支援」の方に、この項目を入れた方がすっきりするのではないかと思うのですがいかがでしょうか？

○米原委員長

良いですね。いや、私が言わんとしていることは、このようなやり取りを、ガイドラインを使って、保育者が実際に保育園内で、また保育園間で研修の時にこうしていただいているって、よりよいものが出来ればなと想像しました。

今飯塚さんがおっしゃったように、その配慮を必要とする子どもの支援の項目はまだ出来ていないので、そちらとの兼ね合いで、これを移動させるなり、残すなりという検討もしていきたいと思いますが、ぜひこういうやり取り…、子どものことを考えて保育をより良くするというので、こういうやり取りを現場でいただければという意図があるというのを、何等かの形で、このようにして、いかれればと思いながら聞かせていただきました。

○真木委員

ちょっと前に戻るのですが、今の保育の環境、内容、話の中から一番大事なの  
はやはり「目指す保育・大切にしたい保育に必要なこと」の子ども権利の部分  
に戻るのではないかと私は思ったんですね。

それで、のびゆくこどもプラン小金井。令和2年3月にできた、ほかほかの条  
例の中に、先ほど大越さんも言っていました、もっと具体的に、子どもの権  
利、子どもの権利と書いてありますが、じゃあ一体なんなの？ということ  
を箇条書きにして、④番の下に入れたらどうでしょうか？

そしたらそれを確認しながら、保育者は振り返りが出来ると思うんですね。

その、のびゆくこどもプランの中の101ページに、条例が目指す小金井市子  
どもの権利に関する条例という、とても素敵な条例があるので、これを具体的に  
箇条書きにして入れるといいのかなと。

子どもの大切な権利の中に、「安心して生きる権利」「豊かに育つ権利」「意  
見を表明する権利」「支援を受ける権利」そして家庭での子どもの権利の保障と  
いうのもあるし、育ち学ぶ姿勢での子どもの権利の保障というのもあるし、地域  
での子どもの権利での保障というのも、全部述べられている。

これを具体的に箇条書きにして入れておくと、「あ、子どもの権利ってこうい  
うことなんだ。」ということが、一目瞭然にして分かる。

ただ、「子どもの権利」「子どもの権利」と言うのでは、一体何なの？と。

やはり具体的に箇条書きにされていることによって、「あ、この権利もそうだ  
よね。これもそうだね。」それが全て保育の環境にもなってくるし、内容にも  
おりてくると思います。

保育の環境は、身近な環境をとおしてとか色々言われるのですが、環境構成と  
いうのは、私たち保育に関係している者は、指導案のところに必ず保育の活動  
の、保育の内容があったら、環境構成をどのようにするかということを書くこと  
になっているんです。

それは0歳児から就学前までとても大事なことなんです。

ですので、環境構成があつて保育内容があつて、そして指導上の留意点、配慮  
するもの。

環境構成、環境と言うのは、どんなものを保育の手立てとするか。準備するも  
の、一つひとつそうです。こういう机の配置もそうだし、教材の準備もそうだ  
し、という細かいことになって。自然もそうだし動物も植物も、子どもを取り囲  
む全ての環境が、環境になる、ということなんですよ。

だから、子ども達の保育は環境を通してこういうふうにしなくてはいけない、  
というのが、保育所保育指針の中にうたわれている。

それに則って、準拠するようにして保育を実践しているのですが、だからやは  
り具体的に入れてあげないと、保育者も日々生活に追われている状況なので、そ  
このところも丁寧に見て、ガイドラインに載せてあげるといいのかなと思いま  
す。

○米原委員長

ありがとうございます。やはり条例について生かすというご意見をいただきま

した。

すみません、お時間の関係もありますので、ガイドラインに関する協議については、一旦以上とさせていただきます、先に進みたいと思います。

もちろん、今回まだ協議いただいていないところ、まだ案が出ていないところがございますので、また続けてご協議いただくこととなりますので、よろしくお願いいたします。

それでは次に進みたいと思います。

議題の(4)、その他について皆様から何かございますでしょうか？

それでは事務局から次回の日程等事務連絡をお願いいたします。

○保育政策担当課長 それでは、事務局より事務連絡をご連絡申し上げます。

次回の日程でございますが、今回は、10月22日（木）午後6時からとなります。場所は、本日と同じこちらの801会議室となります。

なお、傍聴者の方におかれましては、お部屋が変更になる場合がございますので、事前のこちらの周知などをご確認いただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

なお、本日ご協議いただいた状況からいたしますと、7ページの③、保育内容までは一とおりのご意見をいただいたかなと思っております、8ページ以降を今回はご協議をいただくとともに、私どもの方でも準備をさせていただいて、出せていない後半の部分についても、次の会までにはご準備できればと思っておりますので、あわせてよろしくお願いいたします。

○米原委員長 最後が、せっかく積極的にご意見をいただいているながら、時間の都合で止めてしまったことについては、私の進行を今後よりスムーズに進める等、色々配慮したいと思います。ご容赦下さい。

以上で本日の会議を終了といたします。大変お疲れ様でした。ありがとうございました。